# 京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月前金卅五錢●三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一月金拾參錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰暦 一月廿七日
發行編輯兼印刷人 山下英爾
京城西署西小門通
發行所 京城新報社 電話六六三番

## 韓人觀（國民新報轉載）

山路愛山

▲嘗て韓國に遊びし時韓國人民は決して保守黨に非ず。却て高標になり易き傾向ありと感じたりき。果然韓國人民の一部は日々文明開化臭くなりて逆まに日本人をして其根底なき急進を危ましむる者あるが如し。

▲此狀態を見て韓國の人民は新思想に動かさるゝものなれば我等も之に應するに高標的政治を以てせざる可らずと云ふものあらば、余は其觀察の皮想にして政治家的遠識なきを歎せざるを得ず。何となれば是韓人の歴史と性情とを解せざるものなれば也。

▲韓人の歴史は明かに韓人にダルウキンの所謂染色律を應用して卑劣なる生存を貪らんとする性あるを示す。蒙古來れば蒙古に學び、明來れば明に學び、勢力あるものゝ機嫌を取りて恥ぢず巧に同色同型を粧ふは韓人の長所なり既に自ら把持する所なし。是れ其の腹面もなく強者を學ぶ所以のみ。

▲好んで日人の周圍及日人の權力者に接近する韓人は直に聲音までも日人に擬せんと欲し。白人宣教師が一種の勢力を有することを知りて之を護符となさんと欲する韓人は容易くエーピーシーを口にし容易く耶蘇教の信仰を告白す。之を見て韓人は進歩せり。韓人は彪變せり。韓人決して侮るべからずと云ふ、余は其愚を笑はざるを得ず。

▲余は斷言す。此の如くにして容易に其面を革むる韓人は其大部分に於て卑むべき小人のみ。其國民の健實なる部分より爪彈きせらるゝ階級のみ。日本の當局者及び日本人民は斷じて此輩を相手とすべからず。日本人に向つて所有諂諛を呈せんとする輕薄者流を遠ざけ、直ちに韓國人民の眞に苦痛とする所に向つて眞實の醫療を加ふべきのみ。是れ韓國の心を得る所以にして日韓を打つて眞個の同胞とすべき第一手段なり。

▲韓國より來れる電報及び通信を見るに、我等は不幸にして通信者の判斷が頗る一方に偏するが故に政治上好便の位置に在る黨派の言のみを聞きて直らに韓國の眞相を判斷し、若くは日本に同情を表すべき理由ある韓國人士をも、彼等自身の黨派的擠排の理由の爲にする讒誣を信じ、故なく其意向を誤報するが如き事あらば如何。是韓國の心をして我に疎ならしむる所以に非ずや。

▲我等は我政治家が韓國の黨派に對して一視同仁ならんことを望む。殊に日本黨と自稱する徒輩に油斷せざらんことを警告す。

## 露紙と間島問題

近着ノーウォエ　ウレミヤ紙上に間島事件に關して概要左の如き説を掲げたり

日本の慾望は日に日に增長し今や韓國の占領を以て滿足せずして如何なる方面に其の手を伸さんかを考慮し遂に清國領土の一地方なる間島に手を伸せり間島は是れ軍事上甚だ重要なる地方にて豆滿江の二支流の間に在る平原なり清國と韓國との國境は既に一千七百十二年に確定せられ其の境界碑はベイトク山に建られ爾來今日に至るまで此の地方は清國の版土として道臺の治政の下に在りしなり

昨年の八月、日本は同地方人民を馬賊より防禦するとの口實の下に齋藤中佐に僅に六十名の兵卒を以て間島を占領せしめたり同中佐は直に知事たるの職權を行ひ間島は韓國の版土なる旨を聲言せり

日本は滿洲總督の反對あるにも關せず新に占領したる間島を堅く占領し且つ齋藤中佐は清國官憲に此處に國境を新に劃定せん事を提議せり

間島の境界調査の爲に差遣せられたる清國の境界劃定委員の報告は京城に於ける清國總領事の得たる古來の韓國地圖と全く符合し其の他幾多の書類は悉く清國の利益となる證據ならざるはなきも何等の詮もなく齋藤中佐は依然として清國の一縣たる間島に縣知事として職權を行へり滿洲の清國總督が先月北京に入京せる際に直接日本公使に會見したる結果、清國の正當なる要求を退くるは證據を無視するものにて日本の不法なる事は日本公使も之を認めたりとの事北京新聞に見えたりしが齋藤中佐は依然として間島を占領し加之同中佐は新に國境を劃して既に境界の標石を建てたりとの事なり

間島の清國道臺は最初、日本の遠征者より退去を要求せられしも其の位置を保ち居りしが遂に何等の効なきを認めて自ら召還を北京に要求せり現今此の間島事件の談判は袁世凱との交渉に移されたれば同將軍は責任ある解決を與ふるならんと想はるゝも清國が果して要求の滿足を得るや否やは疑はしき次第なり然し日本が一時に間島全部を占領したるは後ち讓歩して其の半ばを割くか若くは其の返附の交換として清國より未開港地の開港等を要求せんとする野心に非ざるか要するに此の間島問題は特別なる利害の間に決定せらる可く歐洲に於て此の問題の解決を傳へ聞く時は既に其の結果が利害關係を有する歐洲列國に及びての後なる可し云々

## ●濟州島の椎茸製造

濟州島の森林は濟州島の中央に屹立せる漢羅山に在り、其面積は約一萬五千町歩あり海面上二千尺の邊より森林をなし絶頂七千尺の邊迄森林を爲せども價値ある森林は二千尺以上四千尺以下の間にありて森林帶上濕帶林に屬し落葉濶葉樹なり、之を粗成する所の森林は貴重なるもの少なしと雖も主林木は、アカシデ、イヌシデ及びコナラにして全森林の八割を占領し他の二割はヤザクラ、エゴノキ、モミヂ、ヤマバウシ、ルリミノウシコロシ、ハリキリ等なり故に該森林を利用せんと欲せば主林たるシデ類の利用法を考へざるべからず、シデ類は元來椎茸製造用樹種として最も優秀なるものに屬す故に古來濟州島は椎茸産出地として韓國内にては有名なるものなり然れども從來韓國人の製造法は唯樹木を截り倒し置き天然に發生するを待ち採集するに過ぎざれば其利用法全からざりしが近來日本法に依りて製茸に從事せるものありて成蹟頗る良好なり蓋し濟州島の森林は之を安全に利用するには幾多製茸方手腕に待たざるべからずといふ

## 昨年中の各港出入船舶

昨年中に於ける韓國各港船舶の出入は入港一萬〇五十二隻二百九十四萬三千百八十四噸、出港九千九百六十四隻二百九十一萬二千三百五十四噸なるが今是れを汽船並に帆船ジャンクの二に分ち各港相互の比較を示せば左の如し

入港之部

| 港名 | | 汽船 | 帆船及ジャンク | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 仁川 | 隻 | 一、〇九九 | 七五六 | 一、八五五 |
| | 噸 | 六七二、六八三 | 三九、三九二 | 七一二、〇七五 |
| 釜山 | 隻 | 一、六三三 | 一、九二四 | 三、五五七 |
| | 噸 | 九四九、九三九 | 四六、一四三 | 九九六、〇八二 |
| 元山 | 隻 | 二〇一 | 三三七 | 五三八 |
| | 噸 | 一九一、〇九七 | 三、七五一 | 一九四、八四八 |
| 鎭南浦 | 隻 | 五九二 | 一、一五六 | 一、七四八 |
| | 噸 | 二五五、一五八 | 一九、三三二 | 二七四、四九〇 |
| 群山 | 隻 | 二九八 | 一七三 | 四七一 |
| | 噸 | 一五〇、七五〇 | 四、六八三 | 一五五、四三三 |
| 木浦 | 隻 | 四四四 | 二三三 | 六七七 |
| | 噸 | 三三三、八九七 | 六、六六七 | 三四〇、五六四 |
| 馬山浦 | 隻 | 二七九 | 六〇七 | 八八六 |
| | 噸 | 九、四八二 | 三、八四〇 | 一三、三二二 |
| 城津 | 隻 | 二〇〇 | 八 | 二〇八 |
| | 噸 | 二四五、六〇九 | 二三一 | 二四五、八四〇 |
| 新義州 | 隻 | 八五 | 一八五 | 二七〇 |
| | 噸 | 六九、〇三三 | 二、五五八 | 七一、五九一 |
| 合計 | 隻 | 四、九三二 | 五、一二〇 | 一〇、〇五二 |
| | 噸 | 二、八〇七、七〇八 | 一三五、四七六 | 二、九四三、一八四 |

出港之部

| 港名 | | 汽船 | 帆船及ジャンク | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 仁川 | 隻 | 一、〇八六 | 七七四 | 一、八六〇 |
| | 噸 | 六〇〇、一四六 | 三〇、一九八 | 六三〇、三四四 |
| 釜山 | 隻 | 一、一六七 | 一、八五五 | 三、〇二二 |
| | 噸 | 九四八、四〇五 | 四六、四五〇 | 九九四、八五五 |
| 元山 | 隻 | 一一七 | 一二〇 | 二三七 |
| | 噸 | 一八六、〇四八 | 三、三〇六 | 一八九、三五四 |
| 鎭南浦 | 隻 | 五五四 | 一、三一〇 | 一、八六四 |
| | 噸 | 二七二、〇〇六 | 一一、三四四 | 二八三、三五〇 |
| 群山 | 隻 | 三〇一 | 一四〇 | 四四一 |
| | 噸 | 一五二、七〇〇 | 四、一三二 | 一五六、八三二 |
| 木浦 | 隻 | 四四〇 | 一七八 | 六一八 |
| | 噸 | 二三三、七〇七 | 四、九四九 | 二三八、六五六 |
| 馬山浦 | 隻 | 二七九 | 六七三 | 九五二 |
| | 噸 | 四九、九一六 | 一三、八一五 | 六三、七三一 |
| 城津 | 隻 | 二〇〇 | 四 | 二〇四 |
| | 噸 | 一四五、六二九 | 九九 | 一四五、七二八 |
| 新義州 | 隻 | 八二 | 一五八 | 二四〇 |
| | 噸 | 六六、三二八 | 二、二六八 | 六八、五九六 |
| 合計 | 隻 | 四、九〇六 | 五、〇五八 | 九、九六四 |
| | 噸 | 二、七七六、八六五 | 一三五、四八九 | 二、九一二、三五四 |

## 仁川外國貿易状況（續）

上半期　仁川日本人商業會議所調査

當港に集散せる米は其産地忠清、京畿兩道の全部黄海道の半部及び全羅道の一部にして其出米高は忠清道總額の五割を占め黄海道三割京畿全羅各一割を占む然るに黄海道は一昨卅九年より出米額頓に增加し殆んど倍加の盛況を呈せり惟ふに之れが原因は當港米價の騰貴せると産出地に於ける水田の擴張せられたるに依るが如し然るに之れに反し全羅道よりせる出米額は近時減退を來し往年二割乃至三割の出米額を見たるもの今や一割に降下し尚底止せざるが如し是れ特種の原因ありて存す即ち全羅米の盛に出米せられたるは貨幣制度の不備なる頃葉錢の運搬甚だ困難にして多額の費用を要せる當時京城の豪商等が全羅地方の地租税の爲め中央政府と契約し其一部を京城に於て地方郡衙に集るものを同地に外て借受くる前納し郡衙に於て契約の金員を受取り其地方の産米を買集め以て仁川に搬出し葉錢運搬に要する費用と勞力とを節する利益ありしが漸次制度の變遷に從ひ以上の利益も自然消滅せるを以て全羅米の出米退却するに至りしと云ふ

生産地より當港へ搬出せらるゝものは玄米半白米、籾等にして多くは帆船便に依り市場に提供せらるゝ其割合玄米半白米を合せ七割五分にして籾は其二割五分を占め朝鮮叺又は俵或は日本叺により荷造せらるゝ而して此等は往時專ら韓商の爲めに提供せられたりしが日韓貿易の盛況を呈するに伴ひ日商の内地に踏込み直接買收に從事するもの多く昨卅九年に於ては日商の手により市場に出でたるもの總額の二割五分を占め其成績甚だ良好なりしと云ふ然るに今春暴徒蜂起以來日本人の内地に入り込むもの皆無に歸し又昔日の如く韓人の專有に歸せり

以上の順序により搬出せられたるものは當港に於て日本叺に荷造りを變し以て輸出品となすも荷造費其他の費用を列記すれば左の如し

| | | | |
|---|---|---|---|
| 繩叺 | 四十二錢 | 荷造 | 七錢 |
| 荷造運賃 | 八錢 | 艀船賃 | 十四錢 |
| 積立金 | 十錢 | 口錢 | 四錢 |
| 保險料 | 十五錢 | 稅金 | 五十錢 |
| 水揚 | 四錢 | 纖入 | 二錢 |

## ステッセル裁判（三）

●●●クロパトキン將軍は續いて曰く●●●「金州戰鬪後本證人はステッセルの措置に疑ひを抱きたり。彼れの上申、彼れの落膽を表示したり。彼れは唯だ「速かに援軍を要す」と書し、「彈藥は極めて少量を餘せり」と書したるのみ。而も此の戰鬪の初期に有りしことなり。本證人は此の疑ひをアレキセーエフと與にせり。彼れはステッセル召還に一致したりしも、本證人は彼れに公ふに尚公信を以て海軍代表者の意見をも質さんことを以てしたり其の結果ウヰツトゲフト提督に質したるに提督もステッセルに就ては不利の返答を爲したり。●其の時本證人はステッセルに對し、旅順を去るべく三度公信を發したり其の事に就てはスミルノフにも謄本を以て傳へたり。」と、クロパトキン將軍は是等の公信の原文を讀み終りて沈默したり。ステッセルか、●予は旅順を去る能はず、此所に凡ての者は予を引止むとの傲慢なる説明に對して、檢事はク將軍の沈默を破りて問うて曰く、

檢事「貴下はスミルノフとステッセルとの葛藤に關するスミルノフ將軍の報告を受けしや」

ク將軍「オディンツオフ一等大尉より口頭にて之を上申せしも、スミルノフよりの報告書は受けざりき。本證人等は實に苦しき位地に在り。本證人等は三四年前に生じたる凡ての事を記憶すると困難なり願はくばドクウメントを示されよ」

檢事「如何にして旅順よりの公信は貴下に達せしや」

ク將軍「營口を經、我等は比較的容易に且便利に旅順と交通するを得たり。旅順より營口へは水雷艇通じたり。本證人は記憶す。太守の參謀長ヂリンスキイ將軍は此の事に就て本證人に電報を遣はしたることあるを。曰く「若し貴下にしてステッセルを召還することを遲疑せざるとせば水雷艇を利用せよ。然らば水雷艇は貴下の公信をステッセルに届けん」と。營口を失ふと共に公信は清國人若くは將校等により、平底船にて芝罘を經て發送せられ、剰へ彼得堡を迂廻して送られたり」

檢事「貴下はステッセルの説明に接して如何なる處置を取りしや」

ク將軍「本證人はステッセルの書信の内容を太守に渡したり。我等は相互の一致に據りて、ステッセルの説明には信認を以て關係し得べしと認めたり。尤も説明の形式に於ては當を失したり。我等は彼れに「止まれ」とも「去れ」とも何とも書き送らざりき。彼れの説明に據りて彼れの去るべき時期未だ熟せざることを認むるを得たり。本證人は己れの命令を次の如く初めたり。「貴下の保護區域の指揮權擴張して、貴下も要塞に入りしが故に云々」と、然るにステッセルは本證人に報告して「我區域擴張せられたり……」と言へり。本證人は正しく誤りたり。本證人は能く事情を知らざりき。ステッセルは「返答を待つ」と判斷するを得たり。而して待ちたり。形式上よりすれば此の點に於て彼は恐らく不正ならんも、論理上よりすれば彼は其の事に於て明かに基礎を有したり。

## 小説　絃のみだれ（八十三）

永井櫻園

清之助は一方ならぬ愛顧を受けながら、そも初て大川を師匠清糸に紹介された其時から、何となく薄氣味惡い、虫の好ぬ男と、辭を交すも不快を感じ、かゝる客に愛顧を受くるを快しとせぬのであつたが、師匠清糸が自分の大切な客と言囃し、下へも置かぬ款待するに、清之助へ對しても拙なからず金品を與へるので、これも愛嬌稼業の悲しさと、一つは師匠に對する義理であると心にもなき笑顔に迎へて、今日に至つたのである。

今養父の口から大川と結婚云々を聞くにつけ、恰悧な清之助の胸には、種々の事柄が電氣の如く浮ぶのである。それは初て相見てより今日に至る大川の清之助に對する厚意、縁故もない養父を料理店に誘ひ、商業の資金を貸與へた事、師匠清糸が殊更に大川に密接するやうに務むる事などである。

けれども清之助は、以前ならば知らぬ事、今日では飛ぶ鳥も落す勢ある藝人で、王侯の權も富も、渠が眼中には芥の如く見ゆるのである、況や物の數にも足らぬ受負業風情の大川に於てをやだ。

美しい衣類、山海の珍味、乃至は避寒、避暑何事に依らず、富貴の人の爲すべき贅は大家の聲樂より得る報酬をもつて爲るの概を有して居るのである。

身に一點だもなく、飢に泣き寒に熟く憐むべき境遇ならば左も右も、東都の女義太夫界に並ぶものなき全盛の身が、何を苦しんで生命までもと打込むだ戀男を棄てゝ、虫の好かない大川に身を任すべき。

と、渠は固く心中に決しながら、恩義を受けた養父の辭を、無情なく打消す氣の毒さと、極めて辭を優しくして、

「ろりやア、ね、お前さんが往けとお言ひなら、何處へでも可厭だとは云はないけれど、折角看板を掲げて僅か一ヶ月ばかりにしかならないのに、この大層な人氣を棄てゝ了うと云ふのは、私如何にも殘念で堪らない。幼少い時からお前さんにも苦勞かけ、自分でもあの通り苦勞して漸くこれまでに修業して、父子兩人が着るにも食べるにも困らんだけになつたのですもの、これきり廢して了うと、あれほど苦勞して習つたのが何のためにに習つたんだか、實際殘念で爲やうがないわですから、お前さんが奈何しても遁ると云ひなさるんなら、往きますけれど其代り私の云事も聽き容れて下さい。今も言ふやうに、これほどの人氣を棄て了うは、如何に思つても殘念だし、それに私も色々買たい物もあるんですから、せめて此處一年か半歳經つてから、確乎した返辭をするとして、先それまでは程よく云つて斷つて下さいな。」

と、賴むが如く、訴ふるが如く言つた。勇五郎は煙草をスパ〳〵吸つて聞いて居つたが

「なるほど、然う云へば、これほどの人氣を打棄てゝ了うは殘念には殘念だが、しかし固々技藝を仕込むだと云ふのも、玉の輿に乘らせるやうな僥倖をさせやうがために仕込むだのだから、寧そ人氣のある所で、惜がられて罷めた方が能藝はあるけれど、お前が事を分けて賴むのを、何でも彼でもと云ふも可愛さうだから、ろれぢやア師匠に會つて、此氣半歳ほど待つて貰ふやうに賴むで見るから、半歳經つてから否應言つても、其時はこの父さんが承かないぞ。」



京城新報

## 金融逼迫に就て

各年末に掛りて金融の逼迫を告ぐるは毎度の事にして敢て珍敷事にはあらざれども已に陽除の新年を過ぎたる今日に於て尚當地金融市場が異常の逼迫を極めつゝあるは蓋し意想外の現象と云ふべし、說者曰く我在韓大小の實業家にして目今金融逼迫の難に罹らざるもの殆んど皆無なりと而して其源因の何たるを問へば曰く各銀行の引締めなりと銀行の引締之れ輕々に聞流すべき事柄にあらず若し說者の言にして信を措くに足るものとせば余輩は斷々乎として各銀行に當り彼等をして其態度を改めしむるの策に出でざるべからず

言ふまでもなく銀行は社會金融の公機關なり而るに我在韓の各銀行が有意か無意か從來其公機關たるの本分を忘れ餘りに自家の自益を追ふに汲々とし自家と密接なる關係を有する經濟界の休戚に顧慮するところなく或時は熾んに無意味なる貸出をなし或時は無意味に回收を爲したることは明かなる事實にして此點に於ては第一、十八、五十八の三銀行共其程度に於てこそ幾分の相違はあれ其遣口に於ては決して相違したるものにあらざるなり、斯る次第なるを以て各銀行の取引者が或時は意外に寛大なる融通を受け又或時は取つても付けぬ冷遇を受けたることは事實有勝にして說者が今回の逼迫を以て責を各銀行に歸せんとするは強ち無道理にはあらざるなり、以是之を見れば銀行者平常の用意や甚だ大切にして自家責任の重且大なるとを自覺するは彼等にとりて最も急務なりと云はざるべからず

抑も事の起るや起りたるの日に於て起るにはあらず今の金融逼迫の如きも實は突如として今日に於て起りたるにはあらずして其源因は久しき以前より作られつゝありたるなり、素より各銀行者の手前勝手の遣口は疑もなく今日の狀態を現出したる源因の一には相違なしと雖も之と同時に我在韓實業家諸氏が平素の心掛に於て欠くるところありたるは源因以上の源因として見逃すべからざるものたるなり、甚だ言惡き事にはあれど余輩熟ら〳〵實業家諸氏の平常を見るに其順時に於ては賴むべからざる銀行の寛大に縋がりて身上以上の借金を爲し其借金を以て自家經營の事業を極度まで膨脹せしめ剩へ地所家屋等に投資し甚しきは利鞘を得んが爲に貸金業を營む等常識を逸したる行動に出で、短期借入金を固定せしむ其不心得の程度や測知すべからざるものあるなり、而して一朝返濟期來りて銀行よりの督促を受け始めの安心は狼狽に變じ自家の陋を忘れて銀行者の不人情を責むるは比々皆而りと云ふ有樣なり、殊は常に內より起る諸氏平常の覺悟今少しく常識的なりしならんには決して今日の悲境に陷るべきにあらざるなり諸氏の境遇や素より同情に値すべきものなりと雖も其抱持したる不心得や決して今後に持續すべきものにあらざるなり

思ふに現下の金融逼迫たるや內地金融の影響及暴徒より來りたる貿易不振を以て主因と爲すべきは勿論なりと雖も而かも逼迫の狀勢をして今日の程度に至らしめしに就ては我在韓各銀行者及實業家諸氏に於ても決して責任なしとは云ふべからず茲に於て余輩は今後各銀行が其營業の遣口を改め實業家が其不心得を再びせず共に共に穩當着實なる進路を辿りて金融市場の恢復に勉められんとを切望して止まざるなり

## 失題

▲韓國內地暴徒到る處に蜂起し、追へば散じ、亦た集り來る、恰も飯上の蠅の如し、之を鎭する自ら其法あり、其本源を正さずして徒に其末に奔る、何ぞ夫れ迂なる哉

▲馬を驅りて牛に隨伴せしめんとす、其愚を笑はざるものなし、而も鐵車をして駄馬と並行せしめて、其鐵車の速力を咎めんとす、何ぞ夫れ浮なる哉

▲誘掖指導とは讀で字の如し、誘掖指導するものが誘掖指導せらるゝは、冠履轉倒の極也、而も之を捨名捨實と謂ふ、何ぞ夫れ頑なる哉

▲昔者足利義滿日本國王に封せられて醜名を千古に遺し、豐臣秀吉は其封册を裂て英氣煌燿後世の美談となる、豐公を以て任ずる伊藤公今や保護國の皇族となる、何ぞ夫れ暗なる哉

▲帶甲百萬戰艦海を蔽ふ、東洋の天地亦た一指を染むるものなし、此强力を背にし、絕大の權限を帶びて一小保護國に臨み、而して踏趾逡巡徒に法令を雨下するのみ、何ぞ拙なる哉

東京電報

## 無音大砲發明

米國マキシム兵器製造會社は發射の際少しも音響を發せざる大砲を發明せり軍事界の一大革命ならんと信せらる(廿七日發)

各地電報

▲永興新里の戰鬪

暴徒討伐のため寧遠郡新昌面に出張せる警察隊は廿一日軍隊に共力し永興新里に於て暴徒約百四十名の集團を攻擊し其の二十六名を殪し餘は潰走せしむ我兵一名戰死す(二十六日午後德川發)

雜報

## 韓皇の伊公慰問

韓皇帝には伊藤太師が病氣のことを聞召され二十六日夜左の親電を發せられたり

病氣如何早く快癒を祈る

右に對し伊藤公よりは二十七日朝左の答電ありたり

病氣慰問を承り恐懼に堪へず日に輕快に赴くを得たれは宸慮あらせざらんことを伏望し併せて敬意を表し奉る

●小田柿氏其他の敘勳　三井物產會社京城出張所長小田柿捨次郎氏は勳六等に敘[illegible]村再道の三氏は勳六等に敘し瑞寶章を何れも今回受領せられたり

●高山氏の歸東　郵船仁川支店の副支店長高山直[illegible]氏は今回同社を辭職し東京に歸[illegible]

●綱島牧師の歸朝　昨年より滯京中なりし東京三番町基督教會牧師綱島佳吉氏は明二十九日午前八時五十分南大門發にて歸朝の途に就く由なり

●警部松井信助氏は昨廿六日內部へ出向を命せらる同氏は警務局警部に任命せらるゝ筈

●安洞別宮修繕　大皇帝が移御せらるべき安洞の別宮は來る三月一日より之れが修理工事に着手すべしと

●鑛業法施行細則中改正　從來鑛業出願は外國人に限り統監府を經由して農商工部鑛務局に遞送され居りしが二月二十四日附官報を以て三月一日より從前の如く統監府を經由せずして直接內國人と同じく鑛務局に出願する事と改正せられたり

●勸業模範場出張所設置　農商工部に於ては今回全羅北道群山に勸業模範場群山出張所を平安南道平壤に平壤出張所を設置し尙ほ四月一日よりは大邱にも同出張所を設置する旨告示したり

●留學生派遣說　學部に於ては今回留學生八十名を日本に派遣する由にて此等の留學生は修學院生徒より撰拔する筈なりとの說あり

## 暴徒議政府を襲ふ

昨曉三時五十五分議政府一統九戶供壁務方の裏手の籬根に當つて何にやらパチ〳〵と唯事ならぬ物音のするに近接せる憲兵分遣所當直員某上等兵は何事ならんと現場に赴き見しに這は如何に今や火燄々として立ち上り今にも大事に至らんずる有樣なるより某は打ち驚き早速取つて返して一同宿直の所員を喚び起し再び現場に馳せ付けんどしたる折柄同分遣所裏手の方の隣接せし所より突如として轟然たる響と共に急射擊(五連發銃三十發)を加ふるものありしかば一同は事匆忽の際とて大に狼狽せしが直ちに勢を勵まし暴徒の奴原御座んなれと許りに之と應戰し一面偵察隊を派して之が敵情を搜索せしめたるが暴徒の數は百名を下らざるべく而して彼等は漸く逡巡潰走の模樣なるより我は一名を分遣所に殘し從き傍ら村民を督勵して一方出火を鎭めしめ鈴木憲兵曹長、松谷伍長、相內伍長及び上等兵一隊となりて之を追擊せしに彼等は東藝洞分遣所を距る約二十丁に退却したるもの〻如し尙ほ一行は引つゞき追擊中なるが此の原稿締切迄には何等の報告も聞くを得ざり

而して前記火災は籬根より同家の裏門に移りたるも幸ひ村民の盡力に依り同午前四時十分鎭火せり思ふに暴徒等が以上の行動は察するに一擧議政府を襲ひ徐ろに計畵せんが爲め前記の個所に放火し其の狼狽する不意に乘して之を打たんと企てしものゝ如し次に右暴徒の侵入したる方面は不明なるも別非方面より集合せしものには非ざるかと

## 奇三衍生擒せらる

全羅南道の暴徒首魁奇三衍は本月二日(陰正月元日)軍隊の手に捕縛せられたるが今當時の模樣を聞くに賊徒討伐のため行進中の今村警部(警察官附隨)は淳昌郡福興面檜洞の前方村名不詳の部落に到着し密偵と共に搜查の結果檜洞に奇三衍の親戚李九衍なる者居住せるを聞き該面々長を呼出して同人並に其一族の暴動に就き尋問したるに九衍は從來病身にて嘗て門を出し事なく義兵に加擔の模樣なしとの事なるも目下陰曆正月に當れると且つ三衍は潭陽郡山城に於て敗戰せし後なれば或は該家に潛伏せるやの疑ありしを以て檜洞を包圍したるに正月元旦の事なれは全村寂として聲なく人の往來も全く絕へ居りて我隊は邑民に發見せらるゝ事なく漸次李九衍の居宅を包圍し直ちに內房に向ひて突入したるに該室には半ば食したる膳一基ありて傍に裝彈せる拳銃一挺及風呂敷包暴徒の背嚢一個ありしを以て必ず三衍の潛伏せるを思ひ家宅搜索をなせしも得る處なかりき然るに一方にては九衍並に同家に居合せたる男女を取調べたるに要領を得ず尙詰問中九衍の義妹が小父を出して上げよ恐ろし」と曰へるを聞き愈々三衍の在るを信じ再び家宅を搜索中內房の板の間なる米俵中より白足袋の露出せるによりて內に隱れ居るを知り直ちに引き出し捕縛せんとする際今村中尉は汝は奇三衍にあらずやと尋ねしに彼は自若として『然り』と答へ從順に縛に就けり今當時彼が中尉其の他の者との問答左の如し

中尉「汝も義兵の大將なれば紳士として遇せんとす卑怯の振舞なきを要す

奇「然り、余も今既に大事去る此の期に臨んでは死あるのみ耳順の身軀に非ざれば行步困難從ひ難し

中尉「然らば汝の欲する所を許す可し汝の外に何幕僚の潛伏あるべし又山城の敗兵等は如何に部署せしか其の所在を告ぐべし汝の大事既に去り成敗亦決す前後の事情を詳說せよ

奇「我が兵は山城に於て敗れたる以來四散して行く所を知らず吾れ行步困難のため逃げ後れて獨り此の家に來り飯を乞はんとして今曉到着せり山城軍兵の携帶せる武器に關しては皆一子某の知る處吾れは詳に記憶せず當時部下の軍兵は約百七十名にして主に光州、咸平、靈光、長城、古阜井邑、扶安、興德、求禮、晉州、河東等の者なり金大洪等とは別れて以來十餘日未だ消息なし山城の戰に於て我一子は行衞不明となれり其の當時の死体は何れも埋葬せられしや我子は年齡二十五にして色白く丈普通上鬚僅かに有るも無きが如し公或は死屍中に發見せざりしか甚だ懸念に堪へざるなり

彼は就縛當時神色自若として少しも懸ける模樣なく傲然たる態度を以て一進會員等を睨み彼等勢ひに乘じて罵る者あれば却て反駁少しも怯まず曰く「我は義兵の首魁なり汝輩の問に對し答ふるの口なし汝輩の言を聞くの耳なし汝家を忘れ國を忘れ皇恩を忘れたるの輩吾れ殺さゞるも天必ず汝等を殺す可し云々亦曰く「日本は今我國に對して從來の政策を取れるも之れ即ち永遠に吾國を亡ぼさんとする者なり余は我が二千萬の同胞を亡さんとする日本の政策に對して止むを得ず自國の生命を保たんがため戰ふ者なり總て自己の爲したる事は皆な天意に從ひたるものにして正道に外ならず神明は我心を知る余は生前成功せざるも必ずや後世余の言の當れるを知らん云々亦曰く「我今囚虜の身となる只死の到るを待つのみ敢て日本人の愛を欲し哀を乞ふ者に非ず又憎まんともせず吾が行爲は人意に逆ふものあるを知らず公等因循を傍觀する勿れ余は全羅義兵の大將なり禮を知らずんば汝の國も亦亡びん事近きにあり」亦曰く「義兵を殺す者は國恩を忘れたるものなり朝に在りて國を賣り國を誤る者皆先づ地獄に至らん而して後我は天機に昇るべし云々」と如何に時勢の非と誤解の甚しきを說くも頑冥殆んど悟らざるもの〻如しと云ふ

## 韓人米穀商

予は韓人米穀商が昔日より今日迄日本人と取引をなすに就て其取引狀態及び商慣習等に如何なる變遷を來したるかといふ質問に對しては、何等昔日と變る所なしと答ふるの外なし、抑も韓人の特性ともいふべきは絕對なる自己主義にありて政治家は國家の爲めに其任にあるにあらずして自己の利福を計らんが爲めにあるが如く、商人又自己の外に韓商團体の商業發展の策を講ぜんとするが如き思想は少しもなく、如何なる場合に於ても自己以外に商業なるものを認めず斯の如き狀態なるを以て彼等は昔時仁川開港當時より日本人米穀商の商業漸次發展して其米穀受渡方等に就ては種々改良刷新せる所あるにも不拘彼等は依然として舊習を墨守し只目先の小慾に驅られて偶々其受渡方等について日本人側に向つて不服の申出をなす位に不過、例へば從來玄白米等の濟受渡方が外俵する場合は之れを五斗俵に廻し直し、五斗俵なるときは內廻しをなして升切れしたるときは其切高を差引き然も過剩ある場合は其過剩高を算入せずして五斗並にて受渡し來りたるを彼等は之れを不服として內廻しを廢止し且つ五斗俵は升切ありしと過剩あるとを問はず普通之を五斗並に受渡しをなすべく且つ廻しの場合はトカキを押切りとする事等を日本人側に交涉したるが其結果日本人側に於て或一部は之れを承諾し其約定に依りて受渡し來りたるが昨今に至りては又舊に復して彼等に利益なる點は漸々減却されつゝあるが如し

以上の如く彼等は常に日本商人の爲めに全く商權を制せられつゝあるがこは彼等の間に日韓人間の商業狀態を知るべき機關の不完全なるにも困るべけれども要するに彼れ等が目先のみ敏く近慾にて商務の全般を觀察する能力に乏しきに基せずんばあらざるなり(某仁川某貿易商談)

## 穀物協會再興協議會

既報の如く仁川穀物協會にては一昨日午後一時より同會役員並に韓人側役員を召集して協議會を催ふせるが韓人側に於ても協會の提案に對しては大体に於て贊成せるも尙は總會附議の上回答すべしとて引取れるが協會側にては使に協議會を繼續し同會規則に就き逐條審議したるが其中日本人と雖も協會員外の者と賣買する時は十錢を徵收すべしとあるは頗る當を逸したるものにして仁川貿易の發達を阻害する事甚しければ之れを全廢すべしと唱ふる者あり議論紛々として決せざりしかば宿題として研究することゝし午後八時散解せり尙ほ本日は同會總會を開く筈なるが多分三月一日より事業開始さるべしと云ふ

●金塊輸送　一銀仁川支店にては昨日金塊一個價格二萬三千圓のものを高松丸にて

●矯風會演說會　旭町二丁目名古屋城メソヂスト教會に於ては本日午後七時三十分より京城禁酒會の主催にて矯風學術演說會を開くと云ふ

●[illegible]圓以下のもの〻みなりしが今回遞信省にて五圓及び十圓の切手を調製され昨日韓國各郵便局に其の見本を送附し來たるが五圓切手は老[illegible]茶色にて中央に[illegible]肖像を納めたるものなるが近々中に發賣さるべしとなり

●南大門驛に隨意下車　鐵道管理局線內京釜線又は馬山線と京義線と相互間乘車する(例令へば馬山、仁川より平壤へ又は開城より草梁に乘車する如き)場合南大門驛に下車希望の旅客は從來乘車驛にて普通賃金の外龍山南大門間の往復賃金を支拂ひ南大門經由の乘車券を買求むるの必要なりしも同局に於ては旅客の便を計り來る四月一日より右規程を廢し相互五十一哩以上の乘車券所持の旅客は南大門に下車隨意とし且龍山、南大門間の往復賃金は徵收せざる事に改正の由同區間の旅行者は途中京城遊覽の便利を得るならん

●民團豫算說明　熊谷民長は一昨夜在京城三新聞社代表者を掬翠樓に招待し來年度京城民團豫算に付說明する所ありたり

●仁川民團委員會　仁川民團に於ては昨日引續きて委員會を開き種々審議する所ありたり

●富田仁川民長上京　富田仁川民長は佛國教會堂下韓人部落の件に關し昨日入京

仁川たより　通信員

## 開港紀念祭に就て

仁川港開港されて以來茲に第二十五年を重ねぬ、仁川民團に於ては來る五月の候をトして盛大なる紀念祭を舉行すべく一昨日の民會に於て相談會を催し其結果理事者に於て經費豫算を編制する事に決したりと、而して其紀念祭舉行の目的は仁川が茲に二十五歲を重ねたる間には種々の波瀾種々の障害ありたるに不拘無事今日の發達を遂げたるを祝し且つ目下市況不振の挽回策として最も適當なりといふにあるが如し、予輩は思ふ、二十五年祭甚だよし大にやるべし、然れども我仁川の現狀を顧みれば、此れが祭禮の爲めに巨資を投じて空騷ぎなすの餘裕ありや否やは疑問なり、理事者の說明の如く我仁川は開港既に二十五年の歲月を經意外なる發展を遂げたるには相違なきも、抑も仁川今日の發展は仁川人士の經營に依れりといふよりは寧ろ仁川の地位、港灣其自身の能力より其發展を餘儀なくせられたるものといふも敢て過言にあらざるべし、見よ市街は奇麗なり、民團自治は比較的整然たり、然れども仁川發展の根本問題は、何一ッとして解決せられたるものなきにあらずや、加ふるに目下市況は日々に不振にして居留民は月々減退を來し金融業者は獨占の利を恣にして實業家を壓迫し、一方民團の經費は年々膨脹あるのみにして人民は不景氣に稅金の滯納勝なるにも不拘、此れが監督の官廳はそんな事は屁とも思はず殆んど官物取扱者の如くなるは明なる事實なり、よし二十五年の祭りなればとて民團は此れに巨資を投して其祝典を擧くるの餘裕なく、人民又此上稅金を仰せ付けられてお祭騷ぎをなすの勇氣あるまじ、若し此祭典に當時開港條約の衝に當れる花房某他の諸官が來仁して仁川の現狀を目擊せばこんな筈ではなかつたに、と驚かるゝ事受合なり、遮莫かく云ふ予輩は敢て絕對に紀念祭を擧行すべからずといふものにあらず、只今日の仁川は巨資を投して此れが祭典を擧くるの餘裕なきを以て若し之れを擧行せんとせば須らく此期を利用して大に儲くるの方針に出つべしといふものなり、諸君以て如何となす

## 仁川民團議會

數年前の民團議會は情實、權勢、陰謀の舞臺として世人甚だ嫌焉たらさるものありしが近時漸く此弊を見ざるに至りたるは民團の爲めに喜ぶべき現象とす、二十餘名の議員は各謂々の論をなして一に民團の爲に盡さんとする誠意は予輩居留民の感謝措く能はざる所なるも、一二文盲の議員ありて[illegible]の判らぬ事を怒り出すは玉に瑕

## 近事片々

▲伊藤　公病重く畏き邊にも　聖慮を煩はさる公亦た古稀の老体何となく心細く感ず

▲匹夫　にして位人臣を極むる公の如き稀なる公の經歷を顧は頗々拍子全く社會の寵兒[illegible]

▲人間　も歲月には勝たれす元老追々凋落社會組織革新には結構なれど亦無情を感ず

▲神戶　に迷ひ居る伊公の銅像俄に世に出る樣な事なきかと片々子氣遣ふ南無彌陀佛

▲農相　宋氏向島百花園に揮毫して得々と賴む奴も人に事を缺で野田平とは世は樣々

▲風流　韻事も解せぬ僻に憶面なく揮毫する官目蛇的也野田平益々春畝老に私淑す噴飯

▲花柳　界に野田サン々々と持囃され下手な都々逸を唸て餘念なき中に故國の形勢一變

▲暴徒　鎭壓耶蘇問題抔にれ頭を惱せられては御身の精神經過敏に成ぬ御注意遊せ

▲時候　も大分春めきぬ南山雪消へ軟風面を打つ南山邊の御役人矢張御多忙に在すや

▲兎角　春は上せ勝精神病者の狂ふ時此頃李允用趙重應等の擧動何となく氣に掛り候

▲統監　府は總務長官に其人を得る事最も肝要と思ふ片々子好長官を推薦す河島醇公

▲北海　道の如く部內の情實を容赦なく摘擧せば嘸面白からむ到底一度は掃淸を要す

▲河原　と原敬と合はざる如く伊公と河島亦た合はず官人撰任難ひ哉夫れ誰を任せむ

▲英國　首相バーナマン病の爲に辭し藏相アスキス首相たらむと自由黨內閣前途如何

▲英國　現內閣と我現內閣と酷似するの甚き前途の命運首相の病氣總て同じ亦奇也

▲殖民　地經營には別個の手腕を要す俗史學者の能する所にあらず統監府其人ありや

▲恰當　の人物有ば之に任せる雅量也假令ば利便具斯頓も郞西を使ふチャンバレン氏

## 地方より

此書簡舞込み來る言ふ所露骨にして字句亂暴なれど面白き節あれば掲ぐることゝなす、假名の明瞭ならざる所は漢字に修正せり讀者之を諒せよ。　源兵衞門

京城新報記者樣、私はハア東京附近の田舍者で御座ますが、近來滿洲や朝鮮行が流行りましてなア、夫れでハア私も昨年出て來まして田舍に參りましたア、私がなせ朝鮮に來る氣になりましたか、夫れは私が悴が露西亞と戰爭のときに沙河で打死しましただ、只一人の悴を亡くして落膽しましたが村長樣の言はつしやるには決して落膽するにや及ばねい、汝の悴の打死は日本の國を大きくする此上もない手柄だ、その御蔭で滿洲でも朝鮮でも丸で日本のもの同樣になつた、今では日本內地も同樣に自由に何處へでも這入て百姓でも商賣でもできる、これも皆汝達の悴が死んでくれた賜だ、殊に朝鮮には伊藤公と云ふ日本で一番ゑらい人が統監とやらになつて行て居る、之れから日本人もどん〳〵外國に行き國を擴めにやならぬと云はれて急に來る氣になつて來たので御座います、所が大違ひ來て見れば自由所か生命が危なくて居られない、聞けば伊藤と云ふゑらい人は朝鮮國王から大變な位を貰て皇族とやらになつたと云ふこさだが、何だか私にや解せない、そのゑらい人が政治をして居るに日本人が安心して居られねいたアサツパり理屈が合はねいや、私等の考へでは何もこんなことなら露西亞と戰爭して掛替のない悴まで殺すにや至らねい、またそのゑらい伊藤と云ふ統監もいらねいや、全くの處私ア村長樣に瞞された、朝鮮は日本のもの處か自由に旅もすることアできねい、これで百姓も商賣も出來るものか、聞けば暴徒に殺されたり財產を取られたりしたものゝ爲に損害賠償もないさ、つまり殺され損取られ損だとは何たる事だア、こんなことなら何も露西亞と戰なぞするには當らない、これを思ふとはア私等の悴も犬死だ、馬鹿々々しくてものも言はれねい、種々云ひたいことは澤山あるが、統監とやらに打つかつて談判して見たいと思ふが、迚も逢れねいと云ふことだが或人の云ふにや京城新報に書いてやれば統監の見る樣に出してくれると云ふので、之を書送るだが記者樣何と新聞に出してくれないか、出してくれりや地方の狀態をくわしく書いて送るだ(未完)

## 江華島の海賊

江華島に海賊出現せし事實に就ては昨紙に概要を掲げ置きしが今更に此が詳報を記せば去る二十一日午前六時頃各々銃器を携帶せる約四十名の海賊同島府內[illegible]道へ出現し民家に闖入して掠奪を恣にし[illegible]巡査分派所を襲ひて一名の巡査を捕へし官服帶劍其の他官給品一切を强奪し悠々引き揚げたるが又其際府內に滯在せる自衞團那丁奏昌浩(二十)田喜守(　)の兩名行衞不明となりしが島民の言に依れば多分右の海賊等が拉し去りたるものならんと

## ●二人の惡黨

長崎縣壹岐郡香椎村の大島小四郎(二十)同村中村彌助(十九)の兩名は過ぎし頃より此の京城に來り大和町二丁目に韓人家屋を借り受け共同自炊してありけるが小人閑居すれば不善を爲すとかや兩名は喰たし飮たしの惡魔に責められ其の代の無きからに本年舊正月八日大島小四郎は中村彌助と共謀し難波興太郎の本家たる日の出町井上卯三郎の發したる如き書信を僞造し其書信を以て上酒一升白砂糖一斤鰯二罐を詐取し共に飮食し一月廿二日兩人は本町八丁目料理店富士見樓よりの使と稱し敷島卷莨三個を詐取し又一月十六日長森巡査の使なりと稱し大和莨二個を本町八丁目雜貨商松尾はつより詐取し一月廿四日兩名は大和町三丁目工藤刑事の使なりと稱し大和町二丁目元重某より薪炭一俵を詐取し又舊臘三十日より一月二十四日に至る間に兩名は大和町三丁目水道技師半野某の使と稱し本町六丁目森川嘉次郎方に於て鯣牛肉花ふ蜜柑玉葱干海苔干饂飩等を詐取し一月十三日及び十六日四度に兩名は本町七丁目雜貨商川口德二方に至り大和町二丁目牧山耕藏の使と稱し鰹鑵詰二個を又十五日及び十七日の兩度に本町八丁目雜貨商丸山淸次郎方に至り本町九丁目の釋尾旭邦の使と稱し卷莨外四點を十四日二十三日の兩度に大和町二丁目官舍內田良平の使と稱し本町七丁目平山和三郎方にて精肉四片を二回に詐取し又一月二十四日兩名は本町五丁目雜貨商大上友太郎方に至り本町八丁目料理屋常盤樓の使と稱し醬油一升を詐取し斯く罪狀重りたれば何時となく其筋の耳に入り一兩日前兩名とも私書僞造行使詐欺取財犯として逮捕せられたり

## ●女房を取られた上に金の無心を言ひ

かけられては如何に御人柄でも默つて居らぬは當然ならんと爰に書き出す物語りは大分縣大野郡大野村の者にて目下明治町三丁目に居住する大工職佐藤勘三郎方に曾つて岡山縣吉備郡川邊村の渡邊吉太郎(二十)といへる者を同居せしめ置きたり此の吉太郎は今は本町三丁目の伊藤友松方の人力車挽子をなし居れるが勘三郎方に同居中其內緣の妻なる野中たみ(　)と情を通じ同家を出でし後は明治町三丁目の成瀨方にて密會をなし居りしが去る十九日如何なる仔細あつてか吉太郎とたみと絕緣することゝなり吉太郎はたみより金五圓を貰ひ受け其夜吉太郎はたみの夫なる勘三郎に宛て使を以て貴殿の妻君に金三十三圓[illegible]其內金五圓は受取たるが其の殘金の內[illegible]て拙者が貴殿方に厄介になり居りし際の食料を引去り殘金を此使へ渡されたしとの意味なる書面を送りたるに勘三郎は合點行かず只今惡妻不在につき歸り次第取調べて返事せんとて使を返し此の時たみは他出中なりしが其の歸り來るを待ちて如何なる事かと詰問せしにたみは左も殘念なる體にて實は同居中吉太郎に挑まれ若し否といへば殺しも仕兼まじき勢にて脅迫せられ止むを得ず密かに情を通じ居たるが今日も成瀨方にて圖らずも會合したるを幸ひに斯く不義を爲し居りては双方の爲めにもならざるにより是非手を切り呉れよと賴みしに吉太郎は然らば金五圓を貸せよとのことに是れが手切と思ふて成瀨より金四圓を借り自分持合せの一圓を足して與へたる旨涙ながらに語れるより扨ては吉太郎奴散々に我最愛の妻を慰み物にした上に金五圓を强奪し尙ほ其の上に幾等かの金を騙り取らんとするか要てそあらんと其夜は夫婦打語らひつゝ寢に就きたるに翌二十日午前八時頃吉太郎は他に一人の者を伴ひ來り昨夜送りし手紙の返事如何にと迫り勘三郎は此の時瞋恚の𦦙に包まれ居れることゝて一場の爭鬪を生ぜんとせし處を隣家の川邊こいへる者來つて取り靜め吉太郎を歸らしめたるが勘三郎は悲憤やる方なく其由警察署に告訴に及びたるより警察署にて吉太郎を呼び出し取調べしに其の言ふ所によればたみより吉太郎に据膳をなし勘三郎には國に妻子もあること故何れ一生遂げられぬ夫婦なれば折もあらば緣切つて晴れてお前と夫婦にならんとまで約束し密會したることも幾百十回なるを知らず斯く打ち解けし間柄とて自分の儲けし金三十三圓をたみに渡しもしたるに此の頃聞けばたみは他に情夫を拵へたりとのこと故十九日に成瀨方にて痛くこれを責め問たればたみも心疚しきことやありけん金五圓を差出して其まゝ逃げ歸つたとのことにて是れも僞りならぬ申立てと見ね何れにも團扇の上げられぬ始末ゆへ說諭せられて事濟みとなりしが女子と小人とは養ひ難しとは是等をや言ふならん乎

## ●韓人泣かせ

福岡縣生れにて鎭海灣昌原浦に居住する大工職草場淸吉(十九)といへるは去る二月十九日天安郡南面淸堂里なる韓人李致伯の宅に宿泊を求め同夜飮食をなし其代五十二錢五厘を支拂はず又同夜及び翌朝同所李在權なる者の宅に至り强て酒を出せと迫り代五十錢に相當する饗應を求め同夜同所韓然石の宅に至り鷄一羽を攫み去り二十日夕方天安郡南面龍谷洞に至り金春(二十)といへる丸なる者より金五十二錢五厘に相當する草を求め同日同所牛肉商金景先方に至り金四圓三十八錢に相當する飮食をなし停車場に右代金を支拂ふべしとて與馬をなし之れを途中にて毆打し引去りたる等[illegible]ぬ行爲あるを以て此の程逮捕せられ昨日[illegible]當地理事廳裁判所へ起訴せられたり

## ●飴賣の迷惑

南大門外高里峴に住する德森植といへるは阿彌陀笠を深く被つてヨツサヨ〳〵と本町一丁目を呼び賣り歩行く際誤つて日本人に突き當りたるより其日本人は承知せずこゝな盲目奴といひさま鐵拳を上げて其の橫面を喰はしたるより森植は驚いてぶつ倒れ飴箱を粉な微塵になしたるが其所は韓人のことゝて損害を受けたれば其まゝに濟さず警察署へ屆出でたるより取調べて見るに日本人といへるは旭町一丁目の上田正次郎といへる者なるより飴箱の修繕料十五錢を支拂はせ說諭にて放免せられたり

## ●善隣學生の遊蕩

大倉喜八郎氏の寄附にて設立されたる明治町一丁目の善隣商業學校生徒中各所の酒店又は蝎甫屋等に遊蕩し多額の金錢を濫費するものありとは曾て聞く所なりしが今大韓每日申報の記する所に依れば同校生徒張吉金熙延等十名は去る土曜日午後より打連れて黃土峴明月舘に至り酒食をなし何れも非常に酩酊し夫より典獄後洞なる蝎甫屋的酒家に至り又々酒食をなし大散財をなしたりと右の生徒は此日のみならず殆んど毎日の樣に退校後は各所の料理屋に入りて遊蕩する由にて心ある韓人中には學生の所爲を大に嘆き居れりと

## ●日中の追剝

去る二十五日の午後一時頃日の出町の吾妻サクが貯金をなさんと本町六丁目の郵便局に至り其の歸途日出橋を通行の際黑衣を着けたる韓人後より來りサクが手にせる風呂敷包(通帳小爲替證書三通切手數枚)を引つたくり逃走するよりさくは下駄を脫ぎ捨て跡追かけきしに韓人は京城小學校の前を通り再び日出橋に出でたるよりさくは聲を限りに賊よ〳〵と呼びしかば折節通行中の日本人が引捕へ警察官吏に引渡したり此の賊は東門外東橋九統に住する姜元英(二十)といふ者なりしと

## ●人殺の處刑

去月十一日夜仁川敷島花町崎陽樓裏手に於て大阪府平民吉田寅吉を殺害せし福岡縣平民古賀新太郎(三十)は重懲役に處すべき筈の處事發覺前官に自首したるを以て一等を減じ輕懲役六年に處せられたり

## ●賣錢興行者處刑

福岡縣平民佐竹敎雄(二十七)は富籤を興行せる廉を以て重禁錮二ケ月罰金八圓に處せられ證據は全部押收されたり

## ●泥棒處刑

大阪府東區石町の西村傚夫といへるは住所定めぬ破落漢にて去る十一日の夜壽町一丁目の松井貞治方溫突內に忍び入り女伊達着一締を窃取し又十四日の夜旭町一丁目吉田新方に忍び入りインバネス一枚を窃取したることが發覺し其筋に捉[illegible]六ケ月に處せられたり